

● 自転車指導啓発重点地区・路線（新庄警察署）

令和6年4月

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！



この標識がある歩道は、自転車も通行可能です。
ただし、車道寄りをすぐに止まれる速度で走行し、歩行者が立ち止まったり避けなければならない時は、必ず一時停止をして歩行者を通行させましょう。

また、並列運転は、歩行者や車両と接触する可能性が高まり、危険ですのでやめましょう。

2 「止まれ」では確実に一時停止を！



一時停止標識のある場所や見通しの悪い交差点では、一時停止して左右の安全を確認してから、左右の安全を確かめて進みましょう。

3 ヘルメットを着用しましょう！

ヘルメット未着用は、大げがのもと。
自転車に乗るときは、大人も子供も必ずヘルメットを着用しましょう。

令和5年 新庄警察署管内
自転車関連人身事故発生件数
10件(前年比+2)

① 【重点地区】～新庄駅西口周辺 (県道新庄停車場線の東側)

➢ 選定理由

・学生の通学路のため、登下校時間帯は混雑することや、付近住民から一時不停止など交通ルールについての要望が多いため。

② 【重点路線】大手町～堀端町 (図書館周辺～最上公園周辺)

➢ 選定理由

・学校や公共施設、公園などがあるため、歩行者が多く通行が危険なことや、付近住民から一時不停止など交通ルールの指導要望が多いため。

③ 【重点路線】 宮内町～千門町(県道新庄次年年子村山線周辺)

➢ 選定理由

・児童、学生の通学路で交通量も多く、自転車事故が発生しているため。

④ 【重点路線】宮内町～松本(県道新庄戸沢線)

➢ 選定理由 (※新規路線)

・付近に学校があり、登下校時間帯は、自転車と歩行者が同じ路線を通行することから事故発生危険性が高く、また、交通ルールについて指導要望も多いため。

